



平成28年8月9日

各 位

会 社 名	株式会社パスコ
代表者名	代表取締役社長 古川 顕一 (コード: 9232 東証第1部)
問合せ先	取締役経営管理部長 重盛 政志 (TEL 03-5722-7600)
親 会 社	セコム株式会社(コード:9735)

#### 平成29年3月期第1四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、平成28年8月3日付「平成29年3月期第1四半期報告書の提出遅延に関するお知らせ」のとおり、平成29年3月期第1四半期報告書の提出期限延長を関東財務局に申請する方向で検討しておりましたが、本日、関東財務局へ企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に基づき、下記のとおり提出期限延長の承認申請を行い受理されましたのでお知らせいたします。

#### 記

1. 対象となる四半期報告書  
平成29年3月期第1四半期報告書
2. 延長前の提出期限  
平成28年8月15日
3. 延長が承認された場合の提出期限  
平成28年9月15日

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成28年8月3日付「平成29年3月期第1四半期報告書の提出遅延に関するお知らせ」のとおり、当社社員より不適切な会計処理が行われているとの報告があり、これまでの調査により、本来平成25年～26年度のシステム開発案件の原価と計上すべきものをソフトウェア勘定へ資産計上を行っていた可能性があることが判明しました。当社では専門的および客観的な見地からの調査分析、再発防止策の立案が必要であることから、当社と利害関係のない社外の有識者から構成される社内調査委員会を組織して調査を進めておりますが、調査に一定の時間を要すること、調査結果によっては過年度の有価証券報告書および四半期報告書の訂正報告書の作成が必要となる可能性が生じ、監査法人の追加的監査手続き等も必要となることから、これを踏まえた四半期レビュー報告書の受領が間に合わず、金融商品取引法第24条の4の7第1項の期限までに四半期報告書を提出することが困難であるとの判断に至り、提出期限を平成28年9月15日とした提出期限延長の承認申請を行うことといたしました。

株主、投資家の皆様をはじめとした関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。

#### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長申請が承認された場合には速やかに開示いたします。

以上